

## 地方公共サービス部会の設置について

平成 18 年 10 月 16 日  
官民競争入札等監理委員会決定

### 1 設置の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）の規定により官民競争入札等監理委員会の権限に属させられた事項のうち、地方公共団体が実施する業務に関する検討を行うため、官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）第 1 条の規定に基づき、地方公共サービス部会を設置する。

### 2 構成

別紙のとおり

### 3 設置期間

地方公共サービス部会の設置期間は、平成 19 年 3 月末までとする。

## 【別紙】

### 地方公共サービス部会構成員

部会長	ほんだ 本田	かつひこ 勝彦	日本たばこ産業株式会社 取締役相談役
	たしま 田島	ゆうこ 優子	弁護士
	ますだ 増田	ひろや 寛也	岩手県知事
	もり 森	さだのり 貞述	愛知県高浜市長
	よしの 吉野	げんたろう 源太郎	社団法人日本経済研究センター 客員研究員
専門委員	いなざわ 稲澤	かつひろ 克祐	関西学院大学 教授

(敬称略、委員は50音順)